

第19回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月17日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役14名選任の件

- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- ・本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意を取りやめさせていただくこととなりました。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/8697/>



JPX
JAPAN EXCHANGE
GROUP

株式会社
日本取引所グループ

証券コード：8697

株主の皆様へ

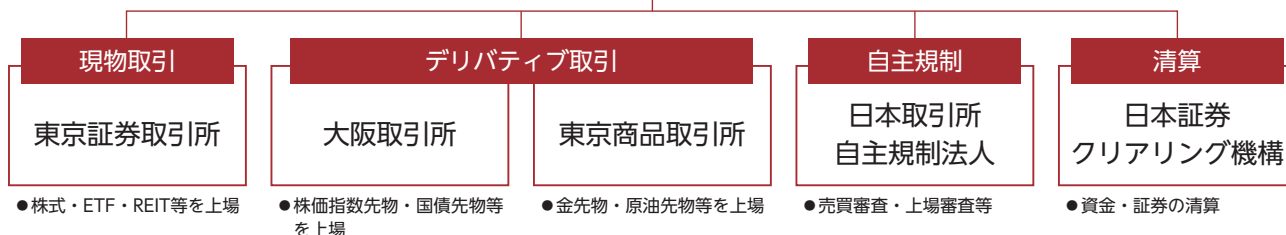
平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
本年も株主総会の招集ご通知をお届けする季節となりましたが、その前に、この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々、日々感染症と闘っていらっしゃる医療・看護関係者の皆様に対して、この場をお借りしてお見舞いと感謝を申し上げます。さて、第19回定時株主総会は、2020年6月17日に例年通りロイヤルパークホテルにて開催いたします。株主総会の議案及び2019年度の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2020年5月



取締役 兼 代表執行役グループCEO

清水 隆



企業理念

私達は、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。私達は、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

中長期の将来像（将来ビジョン）

Total smart exchange

～誰もがあらゆる商品を安心かつ容易に取引できる取引所～



目次

第19回定時株主総会招集ご通知	4
議決権行使のご案内	6
株主総会参考書類	8
第1号議案 定款一部変更の件	8
第2号議案 取締役14名選任の件	9
【提供書面】	
事業報告	22
企業集団の現況に関する事項	22
株式に関する事項	34
新株予約権等に関する事項	35
会社役員に関する事項	36
（ご参考）コーポレート・ガバナンス体制について	44
会計監査人に関する事項	46
業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項	47
剰余金の配当等の決定に関する方針	53
会社の支配に関する基本方針	53
計算書類	54
連結計算書類	54
計算書類	56
監査報告書	58

連結持分変動計算書、連結計算書類の注記、株主資本等変動計算書及び計算書類の注記は、当社ウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/corporate/investor-relations/>）に掲載しています。

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社 日本取引所グループ

取締役兼代表執行役グループCEO **清田 瞭**

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、健康状態によらず、本年はご来場を極力見合わせていただきますようお願いいたします。また、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによる株主総会の議決権行使を是非ご活用ください。同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法により行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、いずれかの方法により、**2020年6月16日（火曜日）午後4時45分まで**に、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

■議決権行使に関するお願い

1. 書面（郵送）により議決権をご行使いただく場合

6ページに記載の「書面による議決権行使」をご覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう、ご送付ください。

2. 電磁的方法（インターネット等）にて議決権をご行使いただく場合

6ページ及び7ページに記載の「インターネット等による議決権行使」をご覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

記

1. 日 時 2020年6月17日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

※会場内の座席は、例年よりも相当程度数を減らし、間隔を空けた配置とさせていただきます。会場が満席になった場合は、ご入場をお断りせざるを得ない場合がございます。

3. 目的事項

報告事項

- 1 第19期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第19期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役14名選任の件

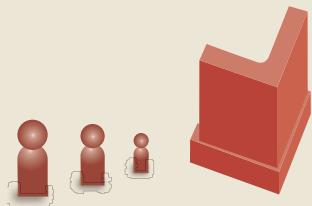
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができない株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます（ただし、お体の不自由な株主様の同伴の方、盲導犬、聴導犬及び介助犬等をご入場いただけます）。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結持分変動計算書、連結計算書類の注記、株主資本等変動計算書及び計算書類の注記につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査委員会及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。
- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトにて開示いたしました。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- 当社ウェブサイト：<https://www.jpx.co.jp/corporate/investor-relations/>

以 上

議決権行使のご案内

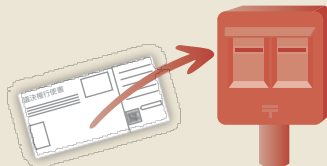
株主総会参考書類（8ページ～21ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2020年6月16日（火曜日）午後4時45分まで**に到着するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

インターネット等による 議決権行使



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、**2020年6月16日（火曜日）午後4時45分まで**にご行使ください。
詳しくは、次ページをご覧ください。

書面による議決権行使

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【第1号議案】

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ➡ 「否」の欄に○印

【第2号議案】

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合
➡ 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の番号をご記入ください。

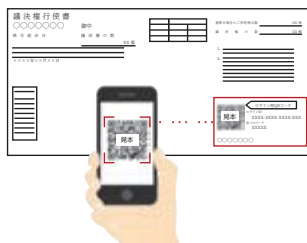
インターネット等による議決権行使に必要なQRコード、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

インターネット等による議決権行使

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

株式会社東京商品取引所が当社の連結子会社となり、当社グループにおいて商品先物取引を取扱うこととなったため、現行定款第22条及び第36条に定める取締役及び執行役の就任要件を変更するものであります。

また、本定時株主総会と同日付で代表執行役グループCEO-COOを2名選定する予定であるため、現行定款第36条に定める執行役Cooの員数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(役付取締役等) 第22条 (略) 2 当会社の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。	(役付取締役等) 第22条 (略) 2 当会社の常務に従事する取締役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務又は商品先物取引関連業務に従事することができない。
(代表執行役及び役付執行役) 第36条 (略) 2 執行役CEO及び執行役Cooについては各1名、専務執行役及び常務執行役については各若干名を、執行役の中から、取締役会の決議によって定めることができる。 3 当会社の執行役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務に従事することができない。	(代表執行役及び役付執行役) 第36条 (略) 2 執行役CEOについては1名、執行役Coo、専務執行役及び常務執行役については各若干名を、執行役の中から、取締役会の決議によって定めることができる。 3 当会社の執行役は、その在任中、金融商品取引業と直接関係のある業務又は商品先物取引関連業務に従事することができない。
(新設)	付 則 この改正規定は、令和2年6月17日から施行する。

第2号議案

取締役14名選任の件

取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。略歴等は11ページから17ページをご参照ください。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制については44ページ及び45ページを、取締役候補者の指名に当たっての方針と手続等については次ページをご参照ください。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	独立社外取締役候補者の専門性				
			企業経営 	会計監査 	法律 	研究者・政府機関 	テクノロジー 
1	つだひろき 津田 廣喜	取締役 取締役会議長 再任 独立役員 社外取締役候補者				●	
2	きよたあきら 清田 瞭	取締役兼代表執行役 グループCEO 指名委員 報酬委員 リスクポリシー委員 再任	—	—	—	—	—
3	みやはらこういちろう 宮原 幸一郎	取締役兼執行役 報酬委員 再任	—	—	—	—	—
4	やまじひろみ 山道 裕己	取締役兼執行役 再任	—	—	—	—	—
5	しずかまさき 静 正樹	執行役 新任	—	—	—	—	—
6	クリスティーナ・アメージャン	取締役 報酬委員 監査委員 再任 独立役員 社外取締役候補者				●	
7	えんどうのぶひろ 遠藤 信博	取締役 指名委員 再任 独立役員 社外取締役候補者	●				●
8	おぎたひとし 荻田 伍	取締役 指名委員会委員長 独立社外取締役委員会委員長 再任 独立役員 社外取締役候補者	●				
9	くぼりひであき 久保利 英明	取締役 指名委員 リスクポリシー委員会委員長 再任 独立役員 社外取締役候補者			●		
10	こうだまいん 幸田 真音	取締役 監査委員 リスクポリシー委員 再任 独立役員 社外取締役候補者				●	
11	こばやしえいぞう 小林 栄三	取締役 指名委員 報酬委員会委員長 再任 独立役員 社外取締役候補者	●				
12	みのぐちまこと 美濃口 真琴	取締役 監査委員（常勤） 再任	—	—	—	—	—
13	もりきみたか 森 公高	取締役 報酬委員 監査委員 再任 独立役員 社外取締役候補者		●			
14	よねだつよし 米田 壯	取締役 監査委員会委員長 リスクポリシー委員 再任 独立役員 社外取締役候補者				●	

コーポレートガバナンス・ハイライト

・取締役候補者の指名に当たっての方針と手続

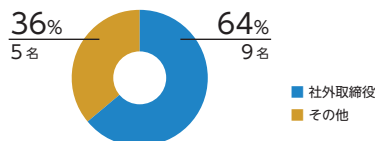
当社は、指名委員会等設置会社であり、当社の役員人事に関する透明性・適時性・客観性を確保することを目的とした法定の「指名委員会」を設置しています。指名委員会は、過半数の独立社外取締役で構成されており、取締役の人事に関して十分な審議を行ったうえで株主総会に付議することとし、取締役候補者を指名するに当たり、以下の3点を基本方針としております。

- (1) 当社の事業に関する専門知識、経営者としての豊富な経験又は法律、会計若しくは財務の専門知識を有していること
- (2) 取締役としての当社の業務に関し公正な判断のできる人格、識見を有していること
- (3) 取締役としての職務を遂行するに当たり健康上の支障がないこと

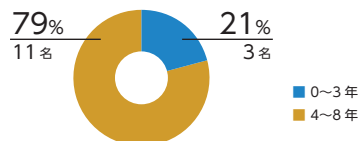
また、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上を図り、業務執行の妥当性を監督する機能を強化する観点から、取締役の過半数を独立社外取締役とすることとし、多様な分野の専門家が独立社外取締役となり、取締役会等において、それぞれの専門的知識や経験等を踏まえて議論することにより経営理念の実現を目指す体制を構築しています。

なお、当社の独立社外取締役候補者に係る独立性判断基準は20ページ及び21ページをご参照ください。

・議案が承認された場合の取締役会における社外取締役の比率



・議案が承認された場合の各取締役の在任年数



・議案が承認された場合の各委員会の構成及び他上場会社役員の兼務数

氏名	委員会（予定）					他上場会社役員の兼務数	
	指名	報酬	監査	独立社外取締役	リスクポリシー	業務執行役員	非業務執行役員
津田 廣 喜						0	0
清田 瞭	●	●			●	0	0
宮原 幸一郎		●				0	0
山道 裕 己						0	0
静 正 樹						0	0
クリスティーナ・アメージャン		●	●	●		0	3
遠藤 信 博	●			●		0	3
荻田 伍	◎			◎		0	0
久保利 英 明	●			●	◎	0	1
幸田 真 音			●	●	●	0	2
小林 栄 三	●	◎		●		0	2
美濃口 真 琴			●			0	0
森 公 高		●	●	●		0	2
米 田 壯			◎	●	●	0	1

(注) 「◎」は委員長を示します。また、各委員会の概要につきましては、44ページ及び45ページをご参照ください。

候補者番号

1

つ だ ひろ き
津田 廣喜

(1948年8月11日生)



2019年度における出席状況

取締役会 11/11(100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間 5年 当社株式所有数 2,000株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	大蔵省(現財務省) 入省	2006年 7月	同省主計局長
2002年 8月	財務省東京税関長	2007年 7月	財務事務次官
2003年 1月	同省大臣官房総括審議官	2008年 7月	退官
2004年 7月	同省大臣官房長	2008年 9月	早稲田大学公共経営大学院教授
		2015年 6月	当社社外取締役 取締役会議長(現任)

(担当) 取締役会議長

社外取締役候補者とした理由

津田廣喜氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の金融行政に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

2

きよ た あきら
清田 瞭

(1945年5月6日生)



2019年度における出席状況

取締役会 11/11(100%)

指名委員会 7/7(100%)

報酬委員会 5/5(100%)

再任

取締役在任期間 7年 当社株式所有数 82,485株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月	大和証券(株)(現大和証券グループ本社) 入社	2008年 6月	(株)大和証券グループ本社取締役会長兼執行役
1994年 6月	同社取締役東部本部長	2011年 4月	同社取締役名誉会長
1996年 5月	同社取締役債券・資金本部長	2011年 6月	同社名誉会長
1997年 6月	同社常務取締役債券・資金本部長	2013年 6月	当社取締役(現任)
1997年10月	同社代表取締役副社長		(株)東京証券取引所代表取締役社長
1999年 4月	大和証券エスピーキャピタル・マーケティング(株)(現大和証券(株)) 代表取締役社長	2015年 6月	当社代表執行役グループCEO(現任)
2004年 6月	(株)大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役(株)大和総研理事長		(株)東京証券取引所取締役(現任)

(担当) グループCEO(最高経営責任者)、指名委員、報酬委員、リスクポリシー委員
(重要な兼職の状況) (株)東京証券取引所取締役

取締役候補者とした理由

清田瞭氏は、同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年6月に取締役役に選任しました。その後、コーポレートガバナンス・コードの施行を推進するなど、2年間にわたり現物市場を牽引した経験及び実績とCEOに求められる人材像に照らして最適な人材として、2015年6月からは取締役兼代表執行役グループCEOとして当社経営を担っております。これらの当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

みや はら こう いち ろ う

3

宮原 幸一郎

(1957年3月10日生)



2019年度における出席状況

取締役会 11/11 (100%)

報酬委員会 5/5 (100%)

再任

取締役在任期間 5年 当社株式所有数 37,777株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	電源開発(株)入社	2009年 6月	(株)東京証券取引所グループ常務執行役
1988年 4月	東京証券取引所入所	2013年 1月	当社常務執行役
2002年 6月	(株)東京証券取引所総務部長		(株)東京証券取引所常務執行役員
2004年 6月	同社情報サービス部長	2014年 6月	当社専務執行役
2005年 6月	(株)ICJ代表取締役社長	2015年 6月	当社取締役 (現任)
2005年12月	(株)東京証券取引所執行役員		(株)東京証券取引所代表取締役社長 (現任)
2007年10月	東京証券取引所自主規制法人 (現日本取引所自主規制法人) 常任理事	2015年11月	当社執行役 (現任)

(担当) 報酬委員

(重要な兼職の状況) (株)東京証券取引所代表取締役社長

取締役候補者とした理由

宮原幸一郎氏は、同氏の取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を当社の経営に反映することができるため、2015年6月に取締役に選任しました。その後、現物市場を運営する当社グループの中核子会社である(株)東京証券取引所の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

やま じ ひろ み

4

山道 裕己

(1955年3月8日生)



2019年度における出席状況

取締役会 11/11 (100%)

再任

取締役在任期間 7年 当社株式所有数 24,217株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	野村證券(株) (現野村ホールディングス(株)) 入社	2007年 4月	野村證券(株)専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当
1997年 6月	同社人事部長	2013年 6月	当社取締役 (現任)
1998年 6月	同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当		(株)大阪証券取引所 (現(株)大阪取引所) 代表取締役社長 (現任)
2000年 6月	同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング本部担当	2015年11月	当社執行役 (現任)
2002年 4月	ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングスPLC (ロンドン) 社長	2019年10月	(株)東京商品取引所代表執行役
	ノムラ・ホールディング・アメリカInc. (ニューヨーク) 会長	2019年12月	同社代表取締役会長兼取締役会議長 (現任)

(重要な兼職の状況) (株)大阪取引所代表取締役社長、(株)東京商品取引所代表取締役会長兼取締役会議長

取締役候補者とした理由

山道裕己氏は、同氏の証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、2013年6月に取締役に選任しました。その後、デリバティブ市場を運営する当社グループの中核子会社である(株)大阪証券取引所 (現(株)大阪取引所) の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。また、同じくデリバティブ市場を運営する当社グループの中核子会社である(株)東京商品取引所の代表取締役会長兼取締役会議長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

しずか
静

まさ き
正 樹

(1959年7月13日生)



新任

取締役在任期間 — 年 当社株式所有数 27,447株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	東京証券取引所入所	2014年 6月	同社取締役常務執行役員
2004年 6月	(株)東京証券取引所財務部長	2016年 4月	同社取締役専務執行役員
2005年 6月	同社経営企画部長	2017年 4月	(株)日本証券クリアリング機構副社長執行役員
2007年 6月	同社執行役員	2017年 6月	同社取締役副社長
2007年 8月	(株)東京証券取引所グループ執行役	2020年 4月	当社執行役(現任)
2008年 6月	(株)東京証券取引所執行役員		(株)日本証券クリアリング機構代表取締役社長(現任)
2011年 6月	同社常務執行役員		
2013年 6月	同社常務取締役		

(重要な兼職の状況) (株)日本証券クリアリング機構代表取締役社長

取締役候補者とした理由

静正樹氏は、2007年6月に(株)東京証券取引所の執行役員に就任以後、コーポレートガバナンス・コードを始めとする上場制度の改革に取り組みました。また、同氏は2017年4月より、上場商品の清算業務等を行う当社グループの中核子会社である(株)日本証券クリアリング機構の副社長執行役員として、同社の経営全般の統括補佐をしてきました。さらに、同氏は2020年4月より、(株)日本証券クリアリング機構の代表取締役社長として同社の経営を統括しております。同氏の当社グループにおける経験を踏まえ、当社取締役会の構成員とすることが適切と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

クリスティーナ・アメージャン

(1959年3月5日生)



2019年度における出席状況

取締役会 10/11 (91%)

報酬委員会 5/5 (100%)

監査委員会 9/9 (100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間 6年 当社株式所有数 2,000株 上場会社役員兼務数 3社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 1月	コロンビア大学ビジネススクール助教	2012年 4月	同大学大学院商学研究科教授
	授	2012年 6月	三菱重工業(株)社外取締役(現任)
2001年10月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教	2014年 6月	当社社外取締役(現任)
	教授	2018年 4月	一橋大学大学院経営管理研究科教授(現任)
2004年 1月	同大学大学院国際企業戦略研究科教授	2018年 6月	住友電気工業(株)社外取締役(現任)
	授	2019年 3月	アサヒグループホールディングス(株)社外取締役(現任)
2010年 4月	同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長		

(担当) 報酬委員、監査委員

(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院経営管理研究科教授、三菱重工業(株)社外取締役、住友電気工業(株)社外取締役、アサヒグループホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

クリスティーナ・アメージャン氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の学識経験者としての専門的見地から企業戦略に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

えん どう

のぶ ひろ

7

遠藤 信博

(1953年11月8日生)



2019年度における出席状況

取締役会 10/11 (91%)

指名委員会 7/7 (100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間 2年 当社株式所有数 2,800株 上場会社役員兼務数 3社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	日本電気(株)入社	2018年 6月	当社社外取締役 (現任)
2006年 4月	同社執行役員兼モバイルネットワーク事業本部長	2019年 6月	大日本住友製薬(株)社外取締役 (現任)
2009年 4月	同社執行役員常務		日本電気(株)取締役会長 (非業務執行者) (現任)
2009年 6月	同社取締役執行役員常務		東京海上ホールディングス(株)社外取締役 (現任)
2010年 4月	同社代表取締役執行役員社長		
2016年 4月	同社代表取締役会長		

(担当) 指名委員

(重要な兼職の状況) 日本電気(株)取締役会長 (非業務執行者)、大日本住友製薬(株)社外取締役、東京海上ホールディングス(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

遠藤信博氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営及びシステム・ネットワークに関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

おぎ た

ひとし

8

荻田

伍

(1942年1月1日生)



2019年度における出席状況

取締役会 11/11 (100%)

指名委員会 7/7 (100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間 4年 当社株式所有数 5,000株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年 4月	朝日麦酒(株) (後にアサヒビール(株)に商号変更、現アサヒグループホールディングス(株) 入社	2006年 3月	アサヒビール(株) (現アサヒグループホールディングス(株)) 代表取締役社長
1997年 3月	アサヒビール(株) (現アサヒグループホールディングス(株)) 取締役福岡支社長	2010年 3月	同社代表取締役会長
2000年 3月	同社常務執行役員九州地区本部長	2010年 6月	同社代表取締役 (2020年6月25日退任予定)
2002年 3月	同社専務執行役員関西地区本部長	2014年 3月	アサヒグループホールディングス(株)相談役 (現任)
2002年 9月	アサヒ飲料(株)執行役員副社長	2016年 6月	当社社外取締役 (現任)
2003年 3月	同社代表取締役社長		

(担当) 指名委員 (委員長)、独立社外取締役委員会委員長

(重要な兼職の状況) アサヒグループホールディングス(株)相談役、(株)帝国ホテル社外取締役 (2020年6月25日退任予定)

社外取締役候補者とした理由

荻田伍氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

く ぼ り ひ で あ き
久保利 英明

(1944年8月29日生)



社外取締役在任期間 7年6カ月 **当社株式所有数** 1,700株 **上場会社役員兼務数** 1社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月	弁護士登録（現任）・森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所	2013年 1月	当社社外取締役（現任）
1998年 4月	日比谷パーク法律事務所代表（現任）	2014年 6月	ソースネクスト株式会社社外取締役（現任）
2001年 4月	第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長	2015年 4月	桐蔭法科大学院教授（現任）
2011年 6月	株式会社証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）外部理事	2018年 4月	コインチェック株式会社社外取締役（現任）

(担当) 指名委員、リスクポリシー委員（委員長）

(重要な兼職の状況) 弁護士、日比谷パーク法律事務所代表、ソースネクスト株式会社社外取締役、桐蔭法科大学院教授、農林中央金庫経営管理委員（2020年6月24日退任予定）、コインチェック株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

久保利英明氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

2019年度における出席状況

取締役会 11/11(100%)

指名委員会 7/7(100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

候補者番号

10

こ う だ ま い ん
幸田 真音

(1951年4月25日生)



社外取締役在任期間 4年 **当社株式所有数** 3,200株 **上場会社役員兼務数** 2社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 9月	作家として独立、現在に至る	2010年 6月	日本放送協会経営委員会委員
2003年 1月	財務省財政制度等審議会委員	2012年 6月	日本たばこ産業株式会社社外取締役（現任）
2004年 4月	滋賀大学経済学部客員教授	2016年 6月	当社社外取締役（現任）
2005年 3月	国土交通省交通政策審議会委員	2018年 6月	三菱自動車工業株式会社社外取締役（現任）
2006年 11月	政府税制調査会委員		

(担当) 監査委員、リスクポリシー委員

(重要な兼職の状況) 作家、日本たばこ産業株式会社社外取締役、三菱自動車工業株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

幸田真音氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の作家活動における創作力や洞察力、金融に関する高い見識、大学教授や政府の審議会委員を歴任された経験を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

2019年度における出席状況

取締役会 11/11(100%)

監査委員会 9/9(100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

候補者番号

11

こ ばやし
小林えい ぞう
栄三

(1949年1月7日生)



2019年度における出席状況

取締役会 11/11 (100%)

指名委員会 7/7 (100%)

報酬委員会 5/5 (100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間 4年 当社株式所有数 5,200株 上場会社役員兼務数 2社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	伊藤忠商事(株)入社	2013年 6月	オムロン(株)社外取締役 (現任)
2000年 6月	同社執行役員	2015年 6月	日本航空(株)社外取締役 (現任)
2002年 4月	同社常務執行役員	2016年 6月	当社社外取締役 (現任)
2003年 6月	同社代表取締役常務取締役		伊藤忠商事(株)会長
2004年 4月	同社代表取締役専務取締役	2018年 4月	同社特別理事
2004年 6月	同社代表取締役社長	2020年 4月	同社名誉理事 (非業務執行者) (現任)
2010年 4月	同社代表取締役会長		
2011年 6月	同社取締役会長		

(担当) 指名委員、報酬委員 (委員長)

(重要な兼職の状況) 伊藤忠商事(株)名誉理事 (非業務執行者)、公益財団法人伊藤忠記念財団理事長、オムロン(株)社外取締役、日本航空(株)社外取締役、日本ベンチャーキャピタル(株)社外取締役、公益財団法人全国法人会総連合会長、公益財団法人東法連特定退職金共済会理事長、公益財団法人海外子女教育振興財団会長

社外取締役候補者とした理由

小林栄三氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

12

み の ぐ ち ま こ と
美濃口 真琴

(1961年3月14日生)



2019年度における出席状況

取締役会 11/11 (100%)

監査委員会 9/9 (100%)

再任

取締役在任期間 3年 当社株式所有数 8,100株 上場会社役員兼務数 0社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	東京証券取引所入所	2011年 6月	同法人常任理事
2007年 6月	(株)東京証券取引所総務部長	2015年 6月	(株)日本証券クリアリング機構取締役
2007年 8月	(株)東京証券取引所グループ総務部長	2017年 4月	同社執行役員
2009年 6月	同社経営企画部長	2017年 6月	当社取締役 (現任)
2010年10月	東京証券取引所自主規制法人 (現日本取引所自主規制法人) 上場審査部長		(株)東京証券取引所監査役

(担当) 監査委員 (常勤)

取締役候補者とした理由

美濃口真琴氏は、1984年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは、主に総務、経営企画、上場審査、上場管理に関する業務を担当しました。同氏の取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を当社の業務執行の監督等に活かすことができるため、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

もり

きみ たか

13 森

公高

(1957年6月30日生)



2019年度における出席状況

取締役会 11/11(100%)

報酬委員会 5/5(100%)

監査委員会 9/9(100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間 3年11カ月 当社株式所有数 4,000株 上場会社役員兼務数 2社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	新和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社	2013年 6月	有限責任あずさ監査法人退社
2000年 6月	朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員	2013年 7月	森公認会計士事務所設立 日本公認会計士協会会長
2004年 6月	あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)金融本部長	2016年 7月	日本公認会計士協会相談役(現任) 当社社外取締役(現任)
2006年 6月	同法人本部長	2017年 6月	三井物産㈱社外監査役(現任) 東日本旅客鉄道㈱社外監査役(現任)
2011年 7月	同法人本部長 有限責任あずさ監査法人KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン チェアマン	2017年 7月	住友生命保険相互会社社外取締役(現任)

(担当) 報酬委員、監査委員

(重要な兼職の状況) 公認会計士、日本公認会計士協会相談役、三井物産㈱社外監査役、東日本旅客鉄道㈱社外監査役、住友生命保険相互会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

森公高氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の会計専門家としての立場から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

よね だ

つよし

14 米田

壯

(1952年4月7日生)



2019年度における出席状況

取締役会 11/11(100%)

監査委員会 9/9(100%)

再任

独立役員

社外取締役候補者

社外取締役在任期間 5年 当社株式所有数 4,100株 上場会社役員兼務数 1社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	警察庁入庁	2011年10月	警察庁次長
2001年 9月	警視庁刑事部長	2013年 1月	警察庁長官
2003年 8月	京都府警察本部長	2015年 1月	退官
2007年 9月	警察庁刑事局長	2015年 6月	当社社外取締役(現任)
2009年 6月	警察庁長官官房長	2017年 6月	丸紅㈱社外監査役(現任)

(担当) 監査委員(委員長)、リスクポリシー委員

(重要な兼職の状況) 丸紅㈱社外監査役

社外取締役候補者とした理由

米田壯氏は、当社の企業理念及び社会的使命に共感していただけるとともに、同氏の警察機関における豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者の当社株式所有数には、日本取引所グループ役員持株会名義の実質所有株式数のうち、売買単位相当の持分が含まれています。
2. 各取締役候補者のうち、執行役を兼務する者の当社株式所有数には、株式報酬制度に基づき交付される予定の株式の数（2020年3月31日現在）が含まれています。各執行役の本制度に基づく交付予定株式の数には、事業報告の「取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針」に記載の株式報酬制度における、「固定部分」にかかる当社株式の数のみを含めております。なお、当該交付予定株式の50%に相当する株式は、納税資金確保のために市場で売却された上で、その売却代金が各執行役に交付される予定です。
3. 各取締役候補者の上場会社役員兼務数は、本招集ご通知発送日以降の就退任予定を反映させた数としております。
4. 本定時株主総会日以降の2020年度の当社定例取締役会開催予定日については、既に各取締役候補者と調整済みであり、取締役会の出席の確保に努めております。
5. 遠藤信博氏は日本電気㈱の取締役会長であり、同社グループから当社グループに対する約17百万円の支払い（主に上場料）及び当社グループから同社グループに対する約187百万円の支払い（主にシステム関連費用）が存在します。荻田伍氏はアサヒグループホールディングス㈱の相談役であり、同社グループから当社グループに対する約5百万円の支払い（主に上場料）が存在します。小林栄三氏は伊藤忠商事㈱の名誉理事であり、同社グループから当社グループに対する約33百万円の支払い（主に上場料）及び当社グループから同社グループに対する約6百万円の支払い（主にシステム関連費用）が存在します。その他、1百万円未満の取引が、クリスティーナ・アメージャン氏が所属する一橋大学並びに久保利英明氏が代表を務める日比谷パーク法律事務所及び同氏との間で存在します。これらの取引額については、2019年度における当社及び各法人等の連結売上高等の1%未満又は取引額が1百万円未満と非常に僅少であり、各氏の独立性に問題はないと判断しております。また、その他各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は、社外取締役候補者であります。
7. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏については、各氏と当社との関係、各氏の職務執行の状況等を踏まえて、㈱東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員に指定しております。
8. 社外取締役候補者である久保利英明氏は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおり、過去に当社が全額出資する日本取引所自主規制法人の外部理事でありました。
9. 社外取締役候補者が他社在任中に行われた法令・定款違反、不当な業務執行について遠藤信博氏が2018年6月まで社外取締役を務めていた㈱かんぼ生命保険は、同社の保険商品に関し、不適正な募集行為等が認められたとして、2019年12月27日に、金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けました。同氏は、同社が本事案を認識した時点において既に同社社外取締役を退任しておりましたが、同社社外取締役在任中、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行い、コンプライアンス意識の徹底を図るなど、その職責を果たしておりました。
- また、同氏が現在取締役会長を務め、また、荻田伍氏が2018年6月まで社外取締役を務めていた日本電気㈱は、2016年7月12日に東京電力ホールディングス㈱（旧東京電力㈱）との電力保安通信用機器の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為がある旨の認定を受けました。また、同社は2017年2月2日に消防救急デジタル無線機器の取引、2017年2月15日に中部電力㈱とのハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の取引に関して、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。遠藤信博氏は、本件事実を認識した後、コンプライアンス体制の更なる徹底と内部統制システム整備・運用の強化を図るなど再発防止を推進し、その職責を果たしております。また、荻田伍氏は、日本電気㈱の取締役会等において法令遵守の徹底を求めるなど、その職責を果たしておりました。

小林栄三氏が2016年6月まで取締役を務めていた伊藤忠商事(株)は、同氏が取締役在任中に行われていた、西日本旅客鉄道(株)、東日本電信電話(株)及び全日本空輸(株)向けの制服販売業務に関して、2018年1月12日、同年2月20日及び同年7月12日に、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令を受けました。また、伊藤忠商事(株)は、同氏が取締役在任中に行われていた、(株)NTTドコモ向け制服供給業務に関して、2018年10月18日に、公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとして排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は、伊藤忠商事(株)取締役在任中、これらの行為を認識しておりませんでした。同社取締役として、日頃から法令遵守の視点に立った職務執行を行い、内部統制システムの構築及び適切な運用に努めておりました。また、同氏が現在社外取締役を務めている日本航空(株)は、運航乗務員の飲酒に係る問題や乗員編成の変更判断等、航空の安全に影響を及ぼす重大な違反行為が認められたものとして、2018年12月21日に国土交通省より「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」を受けました。また、同社は、2019年1月11日に客室乗務員の飲酒事案によって、同省より「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」を受けました。さらに、同社は、再発防止策を講じる中で、引き続き運航乗務員による飛行勤務前の検査時のアルコール検知事案を発生させたことに対して、同年10月8日に国土交通省より「航空輸送の安全の確保に関する事業改善命令」を受けました。同氏は、日頃から同社の取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、本件事実を認識した後、本件事実の徹底的な調査及び再発防止策の策定に向けた提言を行うなど、その職責を果たしております。

10. 取締役（会社法第427条第1項の業務執行取締役等であるものを除きます。以下、「非業務執行取締役」といいます。）との責任限定契約の締結

当社は、現行定款において、非業務執行取締役との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結することができる規定を設けており、非業務執行取締役である津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、美濃口真琴氏、森公高氏及び米田壯氏との間で責任限定契約を締結しております。当社は、津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、美濃口真琴氏、森公高氏及び米田壯氏の再任が承認された場合、各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・非業務執行取締役の任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役について、当社において合理的に可能な範囲で確認した結果、以下の第1項から第14項までに掲げる事項のいずれにも該当すると認められる場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 最近10年間に於いて、当社グループの業務執行取締役等又は従業員ではないこと。
2. 最近5年間に於いて、当社の現在の主要株主グループ又は当社が現在主要株主である会社の業務執行役員又は従業員ではないこと。
3. 当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員ではないこと。
4. 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員ではないこと。
5. 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員ではないこと。
6. 当社グループから取締役を受け入れている企業グループの役員ではないこと。
7. 最近3年間に於いて、当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員ではないこと。
8. 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又は従業員ではないこと。
9. 最近3年間に於いて、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当社グループの監査業務を実際に担当していた者ではないこと（ただし、補助的関与は除く。）。
10. 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者ではないこと。
11. 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員ではないこと。
12. 以下に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族ではないこと。
 - (1) 最近5年間における当社グループの業務執行役員又は従業員。
 - (2) 最近5年間における当社の現在の主要株主又は当社が現在主要株主である会社の役員。
 - (3) 当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。
 - (4) 最近3年間のいずれかの事業年度における当社グループの主要な取引先の業務執行役員又は従業員。
 - (5) 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている組織の業務執行役員又は従業員。
 - (6) 最近3年間に於いて当社グループの大口債権者等グループの業務執行役員又は従業員。
 - (7) 当社グループの会計監査人の社員、パートナー又はその他の公認会計士。
 - (8) 当社グループの会計監査人の従業員であって、当社グループの監査業務を現在実際に担当している者（ただし、補助的関与は除く。）。
 - (9) 最近3年間に於いて、当社グループの現在の会計監査人の社員、パートナー又は従業員であって、当該期間において、当社グループの監査業務を実際に担当していた者（ただし、補助的関与は除く。）。
 - (10) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者。
 - (11) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファームの社員、パートナー又はアソシエイト。
13. 当社において、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのないこと。

14. 当社の社外取締役として、通算の在任期間が10年を超えないこと又は通算の在任期間が10年を超えない者であっても当社における勤務の状況から実質的な独立性に疑義が生じていないこと。
15. 上記第2項から第12項までのいずれかに該当しない者であっても、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。
 - (注) 1. 「当社グループ」とは、株式会社日本取引所グループ、株式会社東京証券取引所、株式会社大阪取引所、日本取引所自主規制法人、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社東証システムサービスをいう。
 2. 「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、理事長及び常任理事をいう。
 3. 「主要株主」とは、議決権の所有割合が10%以上の株主をいう。
 4. 「3.」及び「12.(3)」における「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先としていた者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者）及び当社グループの主要な取引先であった者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者）又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
 5. 「4.」及び「12.(4)」における「主要な取引先」とは、当社グループを主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けていた者）及び当社グループの主要な取引先である者（当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者）又はその親会社若しくは重要な子会社をいう。
 6. 「5.」及び「12.(5)」における「一定額」とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう。
 7. 「大口債権者等」とは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。
 8. 「10.」及び「12.(10)」における「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の額（役員報酬を除く。）をいう。
 9. 「主要な取引先とするファーム」とは、過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファームをいう。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本の株式市場は、期初から米中貿易摩擦に対する警戒感などから一進一退を繰り返しました。夏からは米国の金融緩和姿勢などを受けて上昇基調に転じ、12月には、米中貿易交渉が第一段階の合意に達したことなどから、TOPIXが終値ベースで1,747.20ポイントまで上昇しました。1月からは、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し続け、世界的な景気減速懸念が高まったことから、株式市場が大幅に下落しました。その結果、2020年3月末時点におけるTOPIXは1,403.04ポイント（2019年3月末比-188.6ポイント）となりました。

このような状況の下、当社グループ（本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。）は、グローバルな環境変化や技術革新の中、ステークホルダーとの一層の協力や新たなパートナーシップを通じ、誰もがあらゆる商品を安心かつ容易に取引できる取引所<Total smart exchange>への進化を目指すことを中長期的な将来像として設定し、第三次中期経営計画（2019年度-2021年度）の1年目として、4つの重点戦略として掲げたⅠ．次世代に向けた「市場のカタチ」の追求、Ⅱ．総合取引所の実現とその発展、Ⅲ．データサービスの多様化の実現と次世代化への挑戦、Ⅳ．事業と社会の未来を支えるための基盤作りについて、精力的に取り組みを進めました。

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、営業収益は1,236億88百万円（前連結会計年度比2.1%増）、営業費用は585億32百万円（同8.2%増）、営業利益は685億33百万円（同1.4%減）となり、税引前利益は690億95百万円（同2.4%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は476億9百万円（同3.0%減）となりました。

なお、当社は、公開買付けにより(株)東京商品取引所及び(株)日本商品清算機構を連結子会社としたことから、当連結会計年度の連結業績には両社の損益を含んでおります（2019年10月1日から2020年3月31日までの6か月間）。

①取引関連収益

営業収益 **48,589** 百万円

取引関連収益は、現物の売買代金並びに金融デリバティブ及び商品デリバティブの取引高等に応じた「取引料」、取引参加者の取引資格に応じた「基本料」、注文件数に応じた「アクセス料」、利用する売買システム施設の種類に応じた「売買システム施設利用料」等から構成されます。

当連結会計年度の現物市場における1日平均売買代金は3兆811億円（注）、金融デリバティブ市場の取引高合計は4億1,203万単位、商品デリバティブ市場の取引高合計は2,142万単位となりました。

この結果、当連結会計年度の取引関連収益は、基本料が10億20百万円（前連結会計年度比0.3%増）、現物取引料が257億57百万円（同8.3%減）、金融デリバティブ取引料が122億55百万円（同9.8%増）、商品デリバティブ取引料が11億4百万円、その他アクセス料・売買システム施設利用料等が84億50百万円（同0.7%増）となり、合計で485億89百万円（同0.1%減）となりました。

（注）東証市場第一部、第二部、マザーズ、JASDAQ及びTOKYO PRO Marketにおける立会内、立会外の株券売買代金並びにETF・ETN、REIT・インフラファンド及びその他有価証券等の立会内、立会外の売買代金の合計を記載しております。

主な取組み内容

- (株)東京商品取引所との経営統合を実現（2019年10月）。(株)大阪取引所と(株)東京商品取引所の一体運営・市場活性化を推進
- 現物プラットフォームarrowheadを刷新（2019年11月）
- BCP強化のための関西バックアップセンターの構築を推進



東京商品取引所との経営統合を実現



arrowheadを刷新

②清算関連収益

営業収益 **26,427** 百万円

清算関連収益は、(株)日本証券クリアリング機構が行う金融商品債務引受業及び(株)日本商品清算機構が行う商品取引債務引受業に関する清算手数料等から構成されます。

当連結会計年度の清算関連収益は、264億27百万円（前連結会計年度比6.6%増）となりました。

主な取組み内容

- ETFの設定・交換の決済に係る清算制度の要綱を公表（2019年4月）
- 株式決済期間の短縮（T+2化）を実現（2019年7月）
- Asia Risk Awards 2019において「Clearing House of the Year」を受賞（2019年9月）

受渡日のスケジュールイメージ



T+3からT+2へ決済期間を短縮

③上場関連収益

営業収益 **14,322**百万円

上場関連収益は、上場会社等から時価総額に応じて受領する「年間上場料」、新規上場や上場後の新株券の追加上場などの際に受領する「新規・追加上場料」から構成されます。

当連結会計年度の上場関連収益は、年間上場料が増加したことなどから、143億22百万円（前連結会計年度比2.1%増）となりました。

主な取組み内容

- 日中ETFコネクティビティを活用した日中ETF同時上場を実現（2019年6月）
- 現物市場の市場構造について、新市場区分の概要等を公表（2020年2月）
- 上場会社による気候関連財務情報の開示推進活動を実施



日中ETFコネクティビティ記念セレモニー



TCFD実務ガイド解説セミナーを開催

④ 情報関連収益

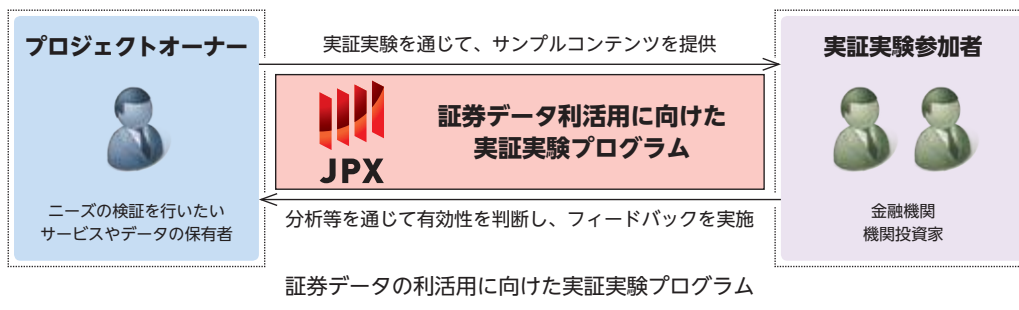
営業収益 **21,977** 百万円

情報関連収益は、情報ベンダー等への相場情報の提供に係る収益である相場情報料のほか、指数ビジネスに係る収益及びコーポレートアクション情報等の各種情報の提供に係る収益から構成されます。

当連結会計年度の情報関連収益は、相場情報料が増加したことに加え、指数ビジネスに係る収益が増加したことなどから、219億77百万円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。

主な取組み内容

- 新たなデータサービスの創造に向けた実証実験プログラムを開始（2019年4月）
- デリバティブに係るオルタナティブデータ提供サービスを開始（2019年7月）
- 新たな情報利用者層の拡大に向けたデータサンドボックスプログラムを開始（2019年8月）



⑤ 営業費用

営業費用 **58,532** 百万円

当連結会計年度の営業費用は、人件費が175億12百万円、システム維持・運営費が120億71百万円、減価償却費及び償却費が164億84百万円となったこと等から585億32百万円（前連結会計年度比8.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

売買システムや清算システムへの設備投資など、全体で約151億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社が保有していたシンガポール取引所株式（53,051,000株）についてコーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ検討した結果、今後も従来どおりの協力関係を継続するにあたり必ずしも株式を保有する必要はないとの判断に至ったことから、3年程度をかけて順次売却することを2018年3月30日に決定し、現在売却を進めております。

また、(株)東京商品取引所の発行済株式の97.15%（議決権ベース）を公開買付けにより取得し、2019年10月1日付で同社及び同社の子会社である(株)日本商品清算機構を連結子会社といたしました。その後、売渡請求を実施し同年11月1日付で両社を完全子会社化しております。

なお、(株)日本商品清算機構は2020年7月27日付で(株)日本証券クリアリング機構と合併し、消滅する予定です。

2. 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

当社グループ

区分		IFRS			
		2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
営業収益	百万円	107,885	120,711	121,134	123,688
税引前利益	百万円	60,604	72,990	70,786	69,095
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円	42,124	50,484	49,057	47,609
基本的1株当たり当期利益	円	77.00	94.17	91.58	88.91
資産合計	百万円	41,288,932	41,316,341	54,069,405	67,286,302
親会社の所有者に帰属する持分	百万円	257,955	273,771	285,009	298,228
1株当たり親会社所有者帰属持分	円	477.31	510.99	532.10	556.97

(営業収益の内訳)

区分		IFRS			
		2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
取引関連収益	百万円	45,703	51,766	48,660	48,589
清算関連収益	百万円	21,454	23,473	24,788	26,427
上場関連収益	百万円	12,903	14,547	14,025	14,322
情報関連収益	百万円	18,112	19,878	21,029	21,977
その他	百万円	9,711	11,045	12,630	12,371
合計	百万円	107,885	120,711	121,134	123,688

※ 会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。

(ご参考) 当社

区分		2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
営業収益	百万円	47,887	41,119	48,932	47,057
営業利益	百万円	42,424	35,118	43,082	41,143
経常利益	百万円	43,682	36,441	44,486	41,906
当期純利益	百万円	42,774	35,503	46,805	45,396
1株当たり当期純利益	円	78.19	66.22	87.38	84.78
総資産	百万円	244,641	252,081	246,883	242,849
純資産	百万円	111,061	111,970	118,035	124,091
1株当たり純資産	円	205.50	208.99	220.37	231.75

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権所有割合 (間接所有)	主な事業内容
㈱東京証券取引所	東京都中央区	11,500百万円	100.0%	市場運営業務
㈱大阪取引所	大阪市中央区	4,723	100.0	市場運営業務
㈱東京商品取引所 (注) 1	東京都中央区	1,989	100.0	市場運営業務
日本取引所自主規制法人	東京都中央区	3,000 (注) 2	100.0	自主規制業務
㈱日本証券クリアリング機構	東京都中央区	8,950	(注) 3	金融商品債務引受業務
㈱日本商品清算機構 (注) 1	東京都中央区	634	100.0 (100.0)	商品取引債務引受業務
㈱東証システムサービス	東京都中央区	100	100.0 (100.0)	システム開発等

(注) 1. 2019年11月1日付で㈱東京商品取引所及び㈱日本商品清算機構を完全子会社化しております。

2. 基本金の額を記載しております。

3. A種類株式：99.2%、B種類株式：100.0%、C種類株式：60.4%、D種類株式：52.9%

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の帳簿価額
㈱東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号	97,884百万円

(注) 当事業年度末日における当社の資産総額は、242,849百万円であります。

4. 対処すべき課題

当社グループが運営する市場は、内外の経済情勢や金融政策、地政学リスクの動向など外部環境の変化によって大きな影響を受けますが、当社グループは、常に安定的に利用者の満足度が高い市場インフラを提供することを最大の経営課題と認識しております。

こうした認識の下、当社グループは、2019年度から2021年度の3か年を対象にした第三次中期経営計画を策定しておりますところ、計画2年目にあたる2020年度においては、これに加え、①日本株の市況に左右されがちな収益に過度に依存することがないように、引き続き、財務面での安定化・強化を図っていくこと及び②日本の金融・資本市場を支える責任あるインフラの運営者として、「持続可能な社会の構築」に向けて、さらに積極的に貢献していくことが重要と考えております。

この考えを当社グループ全体に浸透させるため、グローバルな環境変化や技術革新の中、ステークホルダーとの一層の協力や新たなパートナーシップを通じ、誰もがあらゆる商品を安心かつ容易に取引できる取引所<Total smart exchange>への進化を目指すとともに、「責任あるインフラの運営者として『持続可能な社会の構築』に向けて、さらに積極的に貢献していく」ことを中長期の将来像として新たに明確化いたしました。計画2年目を迎えるにあたっては、第三次中期経営計画の大枠を維持しつつ、①環境変化や進捗状況に応じて柔軟なコストコントロールを行いながら、具体的に施策を見直す中でも、総合取引所の活性化や新たなデータサービスの創出をはじめ、さらに収益の多様化を図るための施策を積極的に展開していくこと、②ESG重視のグローバルな潮流に応じて、ESG投資・開示の普及をはじめ、当社自らのESG開示やESGスコアリングの充実など、サステナビリティ推進の取組みを更に強化していくことを、基本方針とし、以下4つの重点戦略を着実に実行してまいります。

(1) 次世代に向けた「市場のカタチ」の追求

次世代に向けた「市場のカタチ」を追求することにより、日本市場の魅力向上に努め、グローバル競争力を強化してまいります。

(2) 総合取引所の実現・活性化とその発展

経営統合によるシナジーの早期創出を図る中で、日本のデリバティブ市場を活性化し、グローバルに通用する市場へ発展させてまいります。

(3) データサービスの多様化の実現と次世代化への挑戦

オープン・イノベティブなフレームワークの活用により利便性の高いサービスを創出し、次世代に向けた新たな取引所像を模索してまいります。

(4) 事業と社会の未来を支えるための基盤作り

信頼できるITシステムの構築・運営や的確な自主規制機能の発揮など、市場インフラとしての基盤固めを進めるとともに、サイバーセキュリティ対策や自然災害リスクへの備えを強化してまいります。

また、当社グループは、社会インフラとしての責務を果たすため、新型コロナウイルス感染症の拡大により市場運営に影響が生じないように、政府が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等に基づく感染症拡大予防のための各種対応に加え、BCP対策本部を設置し、社員の健康と、業務継続の確保に向けた必要な取組みを柔軟に行うことで、安定的な市場運営の実現を目指してまいります。

資本政策

安定的な市場運営のための財務の安全性と株主還元のバランスをとりつつ、継続的な投資により、市場の持続的な発展・進化を支えることを資本政策の基本方針としています。こうした方針の下、ROEについては、市況にかかわらず、資本コストを上回る10%を中長期的に維持することを目指してまいります。

市場への責任 未来への挑戦

Sail to the future. Keep the market secure.

重点戦略Ⅰ 次世代に向けた「市場のカタチ」の追求

- | | | | |
|---|------------------------------------|---|----------------------------------|
| 1 | 現物市場の機能強化、次世代現物プラットフォームの構築推進 | 4 | 個人投資家との新たなチャネル拡大、グローバル投資家サポートの推進 |
| 2 | 日本市場の魅力向上に向けた市場構造の構築、コーポレートガバナンス向上 | 5 | ETF市場活性化、新たな投資家層の受け皿となる環境整備 |
| 3 | グローバル競争力強化のための清算サービス向上 | 6 | 質的魅力を備えた上場会社・上場商品の拡充 |

重点戦略Ⅱ 総合取引所の実現・活性化とその発展

- | | | | |
|---|---------------------------------|---|-------------------------|
| 1 | 総合取引所の実現 | 4 | デリバティブ市場の発展に向けた新しい施策の推進 |
| 2 | 次期デリバティブプラットフォーム J-GATE3.0の構築推進 | ↗ | 中長期の将来像の実現に向けた対応 |
| 3 | 多様なフローの獲得によるデリバティブ市場活性化 | | |

重点戦略Ⅲ データサービスの多様化の実現と次世代化への挑戦

- | | | | |
|---|---------------------------------|---|--------------------------|
| 1 | 技術革新とパートナーシップを活用した新しい情報サービスの創造 | 4 | 投資対象としての機能性を備えたTOPIXへの移行 |
| 2 | API配信・クラウド配信を実現する次世代情報配信システムの構築 | ↗ | 中長期の将来像の実現に向けた対応 |
| 3 | 環境変化・ニーズに即した指数開発・事業強化 | | |

重点戦略Ⅳ 事業と社会の未来を支えるための基盤作り

- | | | | |
|---|---|---|------------------------------|
| 1 | ITシステム基盤強化、デジタル・トランスフォーメーション (DX) 推進、デジタル人材育成 | 4 | 安定的な資産形成や市場機能強化のための金融リテラシー向上 |
| 2 | サイバーセキュリティ対策の強化と自然災害リスクに備える関西バックアップセンター整備 | 5 | 事業基盤の強化 |
| 3 | 環境変化に即した的確な自主規制機能の発揮 | | |

5. 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引所持株式会社としての認可を受け、傘下の子会社である(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、(株)東京商品取引所、日本取引所自主規制法人及び(株)日本証券クリアリング機構などの経営管理等を行う株式会社です。当社グループは、(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所が開設する取引所金融商品市場並びに(株)東京商品取引所が開設する商品市場の開設・運営を主要な事業としております。

6. 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

当社	
本店	東京都中央区
子会社	
(株)東京証券取引所	東京都中央区
(株)大阪取引所	大阪市中央区
(株)東京商品取引所	東京都中央区
日本取引所自主規制法人	東京都中央区
(株)日本証券クリアリング機構	東京都中央区
(株)日本商品清算機構	東京都中央区
(株)東証システムサービス	東京都中央区

7. 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

当社グループ

使用人数	前連結会計年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,208名	98名増	43歳 5か月	17年 1か月

(注) 使用人数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む）は含んでおりません。

8. 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株)七十七銀行	9,000百万円
(株)三菱UFJ銀行	23,500百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 **2,180,000,000株**

(2) 発行済株式の総数 **536,351,448株**

(3) 株主数 **55,147名**

(4) 大株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	32,784,300株	6.11%
2	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	23,489,500	4.38
3	SMB C日興証券(株)	19,228,400	3.59
4	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口7)	14,572,600	2.72
5	NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	14,424,513	2.69
6	THE BANK OF NEW YORK 134104	13,157,100	2.45
7	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	11,527,700	2.15
8	JP MORGAN CHASE BANK 385151	9,431,300	1.76
9	STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	7,687,200	1.43
10	(株)三菱UFJ銀行	7,557,000	1.41

- (注) 1. 当社は、自己株式を保有していません。
2. 当社の所有者別株式保有状況は以下のとおりです。
金融機関152,978,576株 (28.52%)、金融商品取引業者126,653,561株 (23.61%)、
その他の法人17,944,519株 (3.35%)、外国法人等221,617,585株 (41.32%)、
個人その他17,157,207株 (3.20%)

(5) その他株式に関する重要な事項

- 従業員に対する株式付与制度について
当社は2016年度より、当社グループ従業員（以下「従業員」という。）に経営参画意識を持たせ、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員を対象としたインセンティブ・プラン「株式付与型E S O P信託」（以下「本制度」という。）を導入しております。

① 本制度の概要

本制度は、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、経営財務指標や生産性にかかる目標の達成状況に応じて退職時に従業員に交付するものです。なお、E S O P信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

② 従業員に取得させる予定の株式の総数 586,800株

③ 本制度の対象者 従業員のうち受益者要件を充足する者

・ 当社グループの役員に対する株式報酬制度について

当社は、2018年8月より、株主との利害の共有を一層進めるとともに、持続的な企業価値の向上への貢献意欲をさらに高めることを目的として、当社及び当社グループの事業運営の中核を担う子会社（以下「中核子会社」といい、当社と中核子会社を総称して、以下「対象会社」という。）の役員（執行役員及びこれに準ずる者をいい、社外取締役、監査委員である取締役及び監査役等を除く。以下同じ。）に対して、信託を活用した新たな株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）を導入しております。

① 本株式報酬制度の概要

本株式報酬制度は、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対する株式報酬制度であり、役位や業績等に応じて、信託を通じて取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役員に交付及び給付（以下「交付等」という。）するとともに、当社株式に生じる配当を役員に給付いたします。具体的には、毎年3月に開催される報酬委員会等の決議に基づき、役員に対して事業年度ごとに株式報酬基準額に相当するポイントを付与し、原則としてポイントの付与から3年経過後に、役員に対して役員報酬として付与されたポイントに相当する数の当社株式等の交付等を行います。役員に付与されるポイントは、事業年度ごとに役位等に応じてポイントが付与され、それ以降変動しない「固定部分」と、事業年度ごとに役位等に応じてポイントが付与された後、業績条件の達成度に応じて変動する「業績連動部分」から構成されます。「固定部分」は株主の皆様との利害共有の強化を、「業績連動部分」は中長期的な企業価値向上に対する動機づけ及び業績と報酬との連動性の強化を主な目的としております。

② 信託する金額 当初10億円（3年間）

③ 本株式報酬制度の対象者 対象会社の役員のうち受益者要件を充足する者

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	津田 廣喜	取締役会議長	
取締役兼 代表執行役 グループCEO	清田 瞭	グループCEO (最高経営責任者) 指名委員 報酬委員 リスクポリシー委員	(株)東京証券取引所取締役
取締役兼 執行役	宮原 幸一郎	報酬委員	(株)東京証券取引所代表取締役社長
取締役兼 執行役	山道 裕己		(株)大阪取引所代表取締役社長 (株)東京商品取引所代表取締役会長兼取締役会議長
取締役兼 執行役	深山 浩永		(株)日本証券クリアリング機構代表取締役社長
取締役	クリスティーナ・ アメージャン	報酬委員 監査委員	一橋大学大学院経営管理研究科教授 三菱重工(株)社外取締役 住友電気工業(株)社外取締役 アサヒグループホールディングス(株)社外取締役
取締役	遠藤 信博	指名委員	日本電気(株)取締役会長(非業務執行者) 大日本住友製薬(株)社外取締役 東京海上ホールディングス(株)社外取締役
取締役	荻田 伍	指名委員(委員長) 独立社外取締役委員会 (委員長)	アサヒグループホールディングス(株)相談役 (株)帝国ホテル社外取締役
取締役	久保利 英明	指名委員 リスクポリシー委員 (委員長)	弁護士 日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト(株)社外取締役 桐蔭法科大学院教授 農林中央金庫経営管理委員 コインチェック(株)社外取締役
取締役	幸田 真音	監査委員 リスクポリシー委員	作家 日本たばこ産業(株)社外取締役 三菱自動車工業(株)社外取締役
取締役	小林 栄三	指名委員 報酬委員(委員長)	伊藤忠商事(株)特別理事(非業務執行者) 公益財団法人伊藤忠記念財団理事長 オムロン(株)社外取締役 日本航空(株)社外取締役 日本ベンチャーキャピタル(株)社外取締役 公益財団法人全国法人会総連合会長 公益財団法人東法連特定退職金共済会理事長 公益財団法人海外子女教育振興財団会長
取締役	美濃口 真琴	監査委員(常勤)	
取締役	森 公高	報酬委員 監査委員	公認会計士 日本公認会計士協会相談役 三井物産(株)社外監査役 東日本旅客鉄道(株)社外監査役 住友生命保険相互会社社外取締役
取締役	米田 壯	監査委員(委員長) リスクポリシー委員	丸紅(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は社外取締役であります。
2. 取締役津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、森公高氏及び米田壯氏は㈱東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 社外取締役の各兼職先と当社との間には、特筆すべき資本・取引関係はありません。
4. 監査委員である取締役森公高氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役山道裕己氏は、2019年10月1日付で㈱東京商品取引所代表執行役に就任し、2019年12月1日付で同社代表執行役から同社代表取締役会長兼取締役会議長に就任しました。
- 取締役深山浩永氏は、2020年3月31日付で当社取締役を退任しました。
- 取締役遠藤信博氏は、2019年6月24日付で日本電気㈱代表取締役会長から当社取締役会長（非業務執行者）に、2019年6月20日付で大日本住友製薬㈱社外取締役に、2019年6月24日付で東京海上ホールディングス㈱社外取締役に就任しました。また、同氏は、2019年6月27日付でセイコーホールディングス㈱社外取締役を退任しました。
- 取締役幸田真音氏は、2019年6月25日付で㈱LIXILグループ社外取締役を退任しました。
- 取締役小林栄三氏は、2019年6月3日付で日本銀行参与を退任しました。
6. 当社は、日常的に監査環境の整備や社内情報の収集、内部統制システムの監視・検証を行い、その結果を他の監査委員と共有することで、監査委員会における審議の実効性を高めるため、5名の監査委員のうち、当社の業務全般にわたっての豊富な知識や経験を持つ取締役美濃口真琴氏を常勤監査委員として選定しております。

(2) 執行役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役 グループCEO	清 田 瞭	グループCEO (最高経営責任者)	〔(1) 取締役〕 参照
常務執行役	横 山 隆 介	CIO (最高情報責任者) IT企画担当	㈱東京証券取引所取締役常務執行役員 ㈱大阪取引所常務執行役員 ㈱東証システムサービス代表取締役社長 (非常勤)
常務執行役	井 阪 喜 浩	グローバル戦略担当	㈱東京証券取引所常務執行役員 ㈱大阪取引所常務執行役員 ㈱ICJ代表取締役 (非常勤)
常務執行役	長谷川 勲	総務・人事担当	㈱東京証券取引所常務執行役員 ㈱大阪取引所常務執行役員
取締役兼執行役	宮 原 幸一郎	㈱東京証券取引所 経営管理統括	〔(1) 取締役〕 参照
取締役兼執行役	山 道 裕 己	㈱大阪取引所 経営管理統括	〔(1) 取締役〕 参照
執行役	濱 田 隆 道	㈱東京商品取引所 経営管理統括	㈱東京商品取引所代表取締役社長
取締役兼執行役	深 山 浩 永	㈱日本証券クリアリ ング機構経営管理統 括	〔(1) 取締役〕 参照
執行役	二 木 聡	総合企画担当	㈱日本証券クリアリング機構取締役 (非常勤) ㈱証券保管振替機構社外取締役
執行役	田 端 厚	CFO (最高財務責任者) 財務・広報・IR担当	

(注) 横山隆介氏は、2019年4月1日付で㈱東京証券取引所常務執行役員から同社取締役常務執行役員に、同日付で㈱東証システムサービス取締役 (非常勤) から同社代表取締役社長 (非常勤) に就任しました。
長谷川勲氏は、2019年4月1日付で当社執行役から当社常務執行役に役付変更しました。
濱田隆道氏は、2019年10月1日付で当社執行役に、2019年12月1日付で㈱東京商品取引所取締役兼代表執行役社長から同社代表取締役社長に就任しました。

(ご参考) 2020年4月1日の執行役の状況及び選任理由

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼 代表執行役 グループCEO	清田 瞭	グループCEO (最高経営責任者)	(株)東京証券取引所取締役
	<p><選任理由></p> <p>清田瞭氏は、証券会社での業務を通じた証券市場に関する豊富な経験と高い見識を有しており、2013年に(株)東京証券取引所代表取締役社長としてコーポレートガバナンス・コードの施行を推進するなど、2年間にわたり現物市場を牽引し、2015年からは当社取締役兼代表執行役グループCEOとして当社経営を担っております。当社グループにおける経験や実績とCEOに求められる人材像に照らして最適の人材として、代表執行役グループCEOに選任いたしました。</p>		
常務執行役	横山 隆介	CIO (最高情報責任者) IT企画担当	(株)東京証券取引所取締役常務執行役員 (株)大阪取引所常務執行役員 (株)東証システムサービス代表取締役社長 (非常勤)
	<p><選任理由></p> <p>横山隆介氏は、1986年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは、主にIT企画・開発に関する業務を担当しました。同氏は、2011年4月に(株)東京証券取引所執行役員に就任し、2017年4月からは同社常務執行役員として、当社中期経営計画の柱の一つである「清算・決済分野を含む周辺ビジネスの拡大」及び「デリバティブ市場ビジネスの成長促進」による事業ポートフォリオの多様化戦略を支えるため、清算機能強化や各種デリバティブ新商品への対応を目的とした、清算システムのグランドデザインを推進しております。また、2017年4月より、当社常務執行役CIOとして、当社グループのIT戦略の統括・推進等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。</p>		
常務執行役	井阪 喜浩	グローバル戦略担当	(株)東京証券取引所常務執行役員 (株)大阪取引所常務執行役員 (株)ICJ代表取締役 (非常勤)
	<p><選任理由></p> <p>井阪喜浩氏は、1979年に大蔵省(現財務省)に入省し、その後同省、外務省、国税庁及び金融監督庁では、主に国際及び税に関する業務を担当しました。同氏は、2013年6月に(株)東京証券取引所執行役員に就任し、2017年4月からは同社常務執行役員として、(株)東京証券取引所が開発した指数を対象としたETF・公募投資信託の組成促進や、新指数の開発を推進しております。また、2017年4月に、当社常務執行役に就任してからは、グローバル戦略担当として、海外取引所への支援及び海外諸機関との協力推進等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。</p>		
常務執行役	長谷川 勲	総務・人事担当	(株)東京証券取引所常務執行役員 (株)大阪取引所常務執行役員
	<p><選任理由></p> <p>長谷川勲氏は、1987年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは経営企画・総務・株式市場に関する業務を担当しました。同氏は、2014年6月に当社執行役に就任してからは、総務・人事担当として、当社におけるコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の適切な整備や働き方改革の推進等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。</p>		

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常務執行役	二木 聡	総合企画担当	(株)日本証券クリアリング機構取締役 (非常勤) (株)証券保管振替機構社外取締役
	<p><選任理由> 二木聡氏は、1988年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは経営企画・財務・広報・システム・株式市場に関する業務を担当しました。同氏は、2015年6月に、当社執行役に就任してからは、人事・広報担当として、当社グループにおける人事制度改革や当社ブランド認知度向上のための施策等に取り組みました。また、2017年4月より、総合企画担当として、業界連携型ブロックチェーン実証実験を推進するなど、フィンテックの活用に向けた検討等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、常務執行役に選任いたしました。</p>		
取締役兼執行役	宮原 幸一郎	(株)東京証券取引所経営管理統括	(株)東京証券取引所代表取締役社長
	<p><選任理由> 宮原幸一郎氏は、取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を有しており、当社グループの中核子会社である(株)東京証券取引所の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		
取締役兼執行役	山道 裕己	(株)大阪取引所経営管理統括	(株)大阪取引所代表取締役社長 (株)東京商品取引所代表取締役会長兼取締役会議長
	<p><選任理由> 山道裕己氏は、取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を有しており、当社グループの中核子会社である(株)大阪取引所の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。また、同じく当社グループの中核子会社である(株)東京商品取引所の代表取締役会長兼取締役会議長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		
執行役	濱田 隆道	(株)東京商品取引所経営管理統括	(株)東京商品取引所代表取締役社長
	<p><選任理由> 濱田隆道氏は、取引所業務全般にわたっての豊富な知識や経験を有しており、当社グループの中核子会社である(株)東京商品取引所の代表取締役社長として、同社の経営全般を統括してきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		
執行役	静 正樹	(株)日本証券クリアリング機構経営管理統括	(株)日本証券クリアリング機構代表取締役社長
	<p><選任理由> 静正樹氏は、1982年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは、主に上場、経営企画、財務に関する業務を担当しました。同氏は、2007年6月に(株)東京証券取引所の執行役員に就任してからは、コーポレートガバナンス・コードを始めとする上場制度の改革に取り組みました。また、同氏は、当社グループの中核子会社である(株)日本証券クリアリング機構の取締役副社長として、同社の経営全般の統括補佐をしてきました。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		
執行役	田端 厚	CFO (最高財務責任者) 財務・広報・IR担当	
	<p><選任理由> 田端厚氏は、1988年に東京証券取引所に入所し、その後当社グループでは秘書・経営企画・総務等に関する業務を担当しました。同氏は、2016年4月に、当社執行役に就任してからは、グローバル戦略担当として、海外取引所への支援及び海外諸機関との協力推進等に取り組みました。また、2017年4月より、当社CFOとして、当社グループの財務戦略の統括・推進等に取り組んでおります。同氏の当社グループにおける経験や実績を踏まえ、執行役に選任いたしました。</p>		

2. 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、(1)基本報酬、(2)年次インセンティブ(賞与)及び(3)中長期インセンティブ(株式報酬・金銭報酬)で構成されています。それぞれの報酬ごとの決定に関する方針等は以下のとおりです。

(1) 基本報酬

基本報酬は、各役員の実務執行や経営への参画の対価として、外部専門機関の調査等に基づく他社の役員報酬の水準を参照したうえで、役位・職務内容に応じた額を決定しています。

(2) 年次インセンティブ(賞与)

年次インセンティブ(賞与)は、当期利益(連結損益計算書における親会社の所有者に帰属する当期利益をいいます。以下同じ。)に比例させた額を、執行役に対して支給します。当期利益は株主への配当原資や企業価値向上に向けた投資の源泉であること、事業年度ごとのインセンティブである年次インセンティブ(賞与)の支給は当該事業年度に計上した当期利益に基づいて行うことが適当であることから、当期利益を指標としています。このほか、各役員の実業年度ごとの成果を評価するため、個人別の業績評価に係る賞与を支給することとしています。

なお、年次インセンティブ(賞与)は、当期利益の額が100億円未満となった場合には支給いたしません。

(3) 中長期インセンティブ(株式報酬・金銭報酬)

中長期インセンティブ(株式報酬)は、株主との利害共有の強化や中長期的な企業価値向上に対する動機づけ及び業績と報酬との連動性の強化を目的に、執行役に対して支給します。当社の株式報酬は、株式交付信託の仕組みを利用しており、「固定部分」と「業績連動部分」から構成されます。

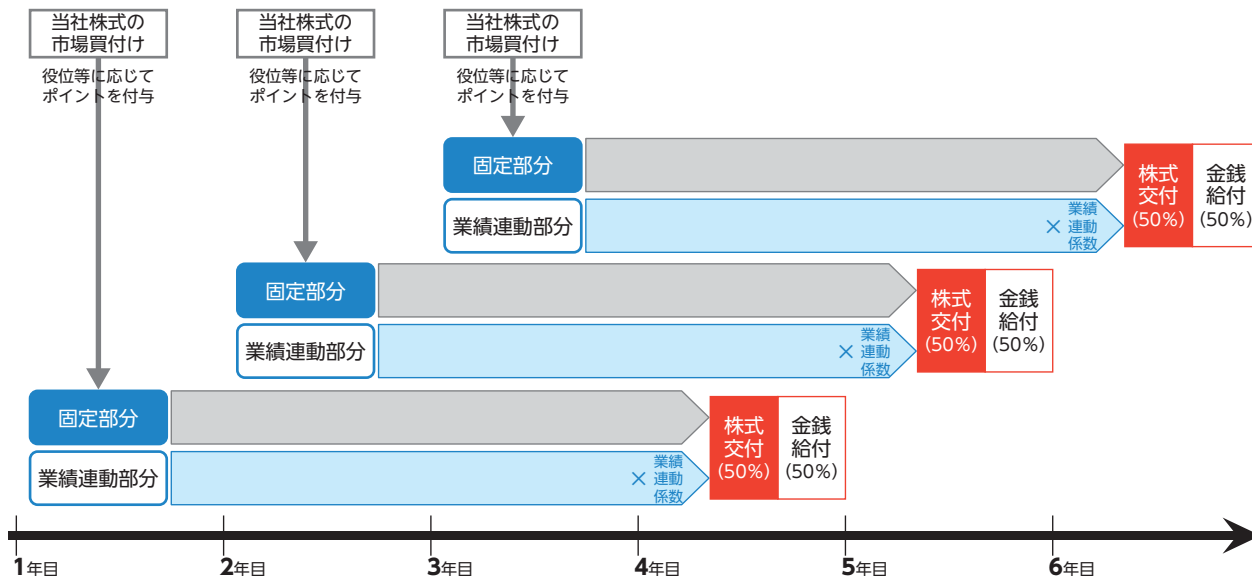
「固定部分」は、各役員に対して事業年度ごとに役位等に応じてポイントを付与し、付与日から3年経過後に当該ポイントに相当する株式を交付します。

「業績連動部分」は、各役員に対して事業年度ごとに業績連動基礎ポイントを付与し、付与日から3年経過後に当該業績連動基礎ポイントに業績条件の達成度に応じた業績連動係数を乗じることにより業績連動ポイントを算定し、当該業績連動ポイントに相当する株式を交付します。業績連動係数は、業績連動基礎ポイントの付与日から3年経過後時点における当社の連結ROEの水準及び当該ポイントの付与日の直前事業年度末から3年経過後までの期間における当社株式の株主総利回り(TSR)の相対評価(JPX日経インデックス400(配当込み指数)の成長率との比較)に応じて、以下の表の区分に従い、0%~150%の範囲で決定します。連結ROEは資本効率向上の観点から、株主総利回り(TSR)は株主価値向上の観点からそれぞれ指標としております。

(参考) 中長期インセンティブ(株式報酬)の業績連動部分に係る業績条件

		連結ROE		
		10%未満	10%以上14%未満	14%以上
株主総利回り (TSR) VS JPX日経400 (配当込み)	アウトパフォーム	業績連動係数 50%	業績連動係数 100%	業績連動係数 150%
	アンダーパフォーム	業績連動係数 0%	業績連動係数 50%	業績連動係数 100%

(株式報酬制度のイメージ)



中長期インセンティブ（金銭報酬）は、第三次中期経営計画において示す連結ROEの達成度に応じ、執行役に対して支給します。中期経営計画の期間中（3年間）、毎期の連結ROEが10%以上であることが支給の条件であり、中期経営計画の最終年度の連結ROE及び中期経営計画期間中（3年間）の平均の連結ROEのうち、いずれかの連結ROEが15%以上となった場合に支給額が最大となります。各役員に対する支給額は連結ROEの数値と役員に応じて決定いたします。

3. 取締役及び執行役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (9)	181百万円 (153)
執行役	6	451

(注) 1. 取締役のうち執行役の兼務者4名については、取締役としての報酬は支払っていないため、支給人員に含めておりません。また、執行役のうち、(株)東京証券取引所取締役の兼務者1名、(株)大阪取引所取締役及び(株)東京商品取引所取締役の兼務者1名、(株)東京商品取引所取締役の兼務者1名及び(株)日本証券クリアリング機構取締役の兼務者1名については、執行役としての報酬は支払っていないため、支給人員に含めておりません。

2. 上記支給額には、以下の基本報酬額、役員賞与の額及び株式報酬に係る費用計上額が含まれております。

- (1) 各役員の業務執行や経営への参画の対価として、役位・職務内容に応じた基本報酬の額
- (2) 2020年4月20日開催の報酬委員会において決議された執行役に対する年次インセンティブ（賞与）の額1億48百万円
- (3) 当事業年度に費用計上した執行役に対する中長期インセンティブ（株式報酬）の額1億7百万円

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、遠藤信博氏、荻田伍氏、久保利英明氏、幸田真音氏、小林栄三氏、美濃口真琴氏、森公高氏及び米田壯氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動内容
取締役	津田 廣 喜	当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	クリスティーナ・アメージャン	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、報酬委員会5回全て、監査委員会9回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	遠 藤 信 博	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、指名委員会7回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	荻 田 伍	当事業年度開催の取締役会11回全て、指名委員会7回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	久保利 英 明	当事業年度開催の取締役会11回全て、指名委員会7回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	幸 田 真 音	当事業年度開催の取締役会11回全て、監査委員会9回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	小 林 栄 三	当事業年度開催の取締役会11回全て、指名委員会7回全て、報酬委員会5回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	森 公 高	当事業年度開催の取締役会11回全て、報酬委員会5回全て、監査委員会9回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	米 田 壯	当事業年度開催の取締役会11回全て、監査委員会9回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

ご参考 コーポレート・ガバナンス体制について

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業理念に沿った経営を実践するためには、ステークホルダーの皆様には当社の企業理念・企業活動を理解していただくことが重要と考え、4つの観点から、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めています。当社は、これらの基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえて、コーポレート・ガバナンスを適切に構築する方針です。

企業理念・社会的使命の観点

当社グループが運営する市場は、公共の財産であり、JPXの社会的使命は、その持続的発展を図ることにあります。

企業価値向上の観点

当社が、市場の持続的発展を図るに当たっては、株主を始めとする多様なステークホルダーの期待に応え続けることが必要であり、それによって、当社の中長期的な企業価値の向上を実現します。

市場運営の観点

当社グループは、その開設する市場に対する支持と信頼こそが、投資者を始めとするすべての市場利用者に共通する利益であり、その維持・向上こそが市場の持続的発展の基礎であるという考え方で市場を運営します。

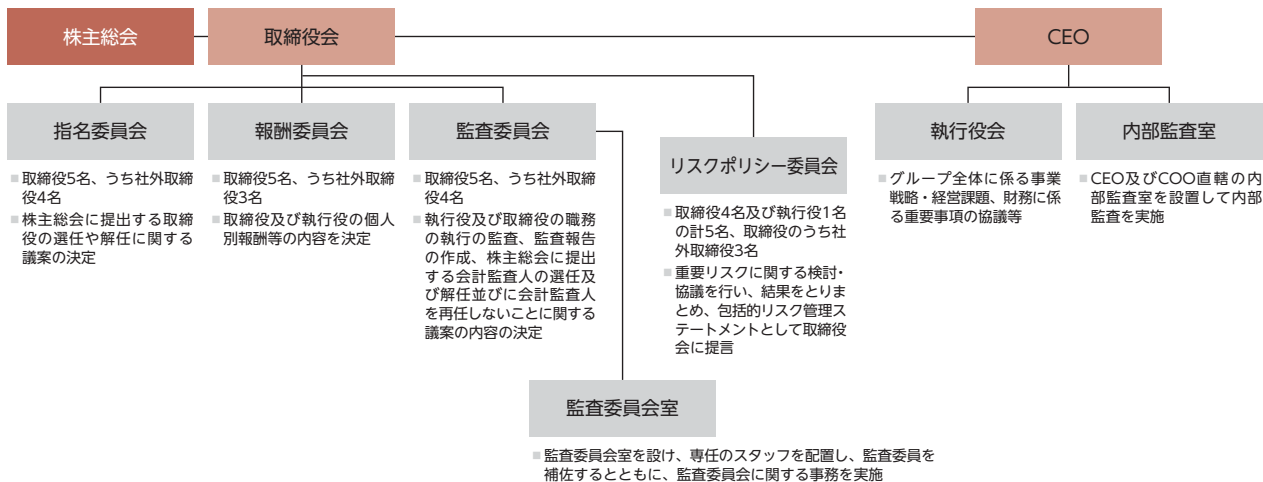
コーポレート・ガバナンスの実効性の観点

当社は、市場の持続的発展を支えるため、そのコーポレート・ガバナンスについて、より実効性が高く適切に機能するものとなるよう、常に改善を図っていきます。

・コーポレート・ガバナンス体制

当社では、経営の監視・監督機能と業務執行機能を制度上明確に分離し、経営監視・監督機能の強化及び経営の透明性の向上を図るために、指名委員会等設置会社形態を採用しています。

コーポレート・ガバナンス体制図



・取締役会の構成

取締役会は、女性2名を含む13名（2020年5月26日現在）で構成しており、経営の透明性及びアカウンタビリティの向上及び業務執行の妥当性を監督する機能の強化のため、取締役会議長は業務執行から分離した独立社外取締役が担い、また、独立社外取締役を取締役会の過半数である9名としています。独立社外取締役9名の内訳は、企業経営者3名、法律専門家1名、公認会計士1名、研究者・政府機関出身者4名で、それぞれの分野で高い見識を認められており、当社の経営に多面的な社外の視点を積極的に取り入れることができる充実した体制となっています。

・指名委員会・報酬委員会・監査委員会

当社は、法定の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置し、役員の人事及び報酬に関する透明性・客観性を確保しています。各委員会はそれぞれ過半数の社外取締役で構成されており、役員人事は指名委員会で十分な審議を行ったうえで株主総会に付議し、役員報酬については報酬委員会で決定します。また、監査機能を担う法定の「監査委員会」を設置しており、5名（常勤の監査委員1名）の取締役で構成され、うち公認会計士1名を含む、4名が社外取締役です。さらに、その補助のため監査委員会室を設置しています。

・独立社外取締役委員会

当社では、非常勤の独立社外取締役が情報交換・認識共有を図ることで、経営の監督機能をより発揮するとともに、取締役会をさらに活性化させることを目的として、非常勤の独立社外取締役のみによる会議体「独立社外取締役委員会」を設置しています。

独立社外取締役委員会

目的	非常勤の独立社外取締役間で、情報交換や認識共有を図る。 ※委員会からの求めに応じて、取締役会議長やCEO以下の経営陣が出席することも可能。
開催頻度	原則として年2回以上 ※委員長の招集によって適宜開催する。
委員長	委員会の議長として、委員会の招集及び進行を行う。 委員会が必要と認める場合には、委員会での議論の内容について、委員長が取締役会議長やCEO以下の経営陣にフィードバックし、円滑なコミュニケーションを図る。

・リスクポリシー委員会

当社では、リスク管理における外部視点の取り込みを行い、ガバナンスの向上を図ることを目的として、社外取締役を中心に構成された会議体「リスクポリシー委員会」を設置しています。リスクポリシー委員会は、内部環境・外部環境に内在するリスクから、当社グループに特に影響を与え得るリスクを事業年度毎に特定した結果である「包括的リスク管理ステートメント」を策定して取締役会に提言します。この提言を受けて未然にリスク低減への対応を行うことで、リスク発現時にはその影響を最小限に留めるとともに、問題解決に向けた機動的な対応を行う体制を構築しています。

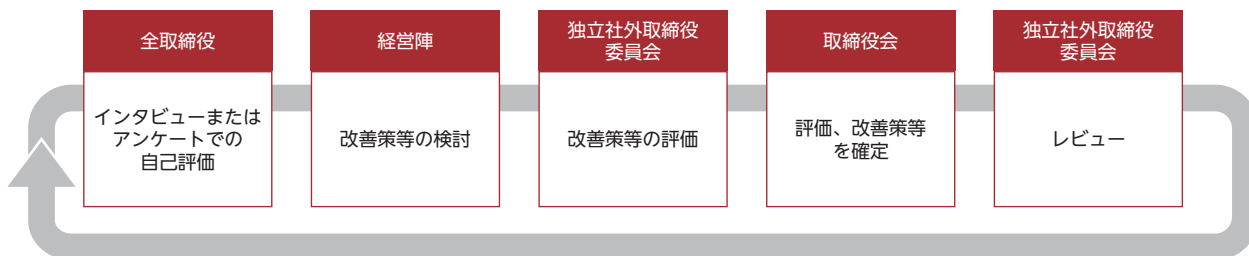
・取締役会の実効性評価

当社では、全ての取締役を対象としてアンケートまたはインタビューを実施したうえで、取締役会が自らの実効性について、分析・評価を実施することとしています。実施に際しては、その評価の客観性や透明性を高める観点から、独立社外取締役委員会を活用しています。

評価プロセス、評価結果の概要等につきましては、コーポレート・ガバナンス報告書をご覧ください。

（アドレス <https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/policy/>）

実効性評価のサイクル



V 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに対する報酬等の額

	支払額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	122百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	121百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	39百万円

(注) 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び同条第4項の同意を行っております。

3. 非監査業務内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、非監査業務として、会計に関する助言、指導業務を委託し、その対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- ② 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

(2) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。
- ② 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

(3) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の監査委員会室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- ② 監査委員会室長は監査委員会の職務を補佐し、監査委員会監査の円滑な遂行のために監査委員会室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

(4) 次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

- ② 当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制
監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。
- a. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - b. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

(5) 前(4)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。
- ② 当社並びに執行役及び社員等は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

(6) 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- ② 前号の規定は、着手金等の前払、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査委員会の職務の執行に係る費用についても同様とする。

(7) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- ① 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 執行役及び社員は、監査委員会が指名した監査委員が、執行役会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

(8) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。

- ① 役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則（情報管理に係るものを含む。）の制定及び遵守
- ② コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（CEO）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置
- ③ 公益通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運用
- ④ 継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e-ラーニングによる研修の実施

反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。

- ① 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
- ② 反社会的勢力による市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。

CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

(9) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

(10) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ各社」という。）のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、定期的にその状況が報告される体制を整備するため、次のとおり社外取締役を委員長とするリスクポリシー委員会及びCEOを委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理方針」を制定し、適切に運用することとする。

リスクポリシー委員会は、「リスク管理方針」に定める包括的リスク管理フレームワークに基づく当社グループ各社における重要リスク管理に係る諸事項を協議し、取締役会に提言及び報告を行うものとする。

リスク管理委員会は、当社グループ各社における日々のリスク管理状況及びリスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合の状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等を協議し、取締役会に報告を行うものとする。

特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての当社グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等をあらかじめ決めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である当社グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの当社グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

(11) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続の機動性向上を図る。

経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

(12) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者（以下「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告を求める。

② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

③ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社グループ各社における職務執行の効率化を図る。

④ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社に対し、継続的な周知・教育活動として、当社グループ各社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信を行う。

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づき公益通報制度としてコンプライアンス・ホットラインの導入を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容につき報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

⑤ その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を制定する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記「業務の適正を確保するための体制」の整備とその適切な運用に努めており、CEO及びCOO直轄の内部監査室において、執行部門から独立した立場から、当該基本方針に定める体制（監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制を除く。）が適切に整備・運用されているかを確認・評価（モニタリング）しております。当連結会計年度において実施しました主な取組みの概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制の運用状況

- ① 公益通報制度であるコンプライアンス・ホットラインを継続的に運用し、通報に対する適切な対応及び報告を行ったほか、役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則等の遵守に関する意識の向上及び周知徹底のため、関連資料のイントラネットへの掲載のほか、役員及び社員に対するコンプライアンス関連の情報配信やe-ラーニングによる研修等を実施しました。
- ② 反社会的勢力による東京証券取引所市場及び大阪取引所市場への介入を防止し、健全で公正な金融商品市場を構築するための取組みの一環として、警察庁及び警視庁との間で組織している「取引所市場における反社会的勢力排除対策連絡協議会」を2019年12月に開催し、最近の動向等について詳細な情報の共有と活発な意見交換を行いました。

(2) 情報保存管理体制の運用状況

- ① 情報セキュリティ対策基準をはじめとした関連規則に則り、執行役員会議事録など執行役の職務の執行状況に係る文書を適時・適切に作成し、また重要文書については、社内及び外部委託先において適切に保管しております。
- ② 情報漏えいや外部からの不正なアクセス等を防止するための取組みとして、関連規則の整備や事務手続等の策定のほか、システム上のセキュリティ対策等を継続的に行いました。また、役員及び社員に対する情報管理の重要性を周知徹底するため、e-ラーニングによる研修や不審メールを受け取った際の対応訓練を実施しました。

(3) 損失危険管理体制の運用状況

- ① 各部門において、「リスク管理方針」に従い、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を継続的に行いました。その整備・運用状況やグループ横断的なリスクの分析結果等については、CEOを委員長とするリスク管理委員会において、四半期毎に協議を行いました。また、より未然予防的なリスク管理の枠組みとして構築した、「包括的リスク管理フレームワーク」の下でリスク管理を行うとともに、リスク管理におけるコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、社外取締役を中心としたリスクポリシー委員会を設置しております。当連結会計年度はリスクポリシー委員会を3回開催し、当社グループとして2020年度に特に重点的に管理すべきリスク「重要リスク」について協議を行いました。
- ② 万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となった場合、関係者に対する影響の最小化と、一刻も早い業務の再開を行うため、「事業継続基本計画書」に従った対応を取ることとしておりますが、当連結会計年度においては首都直下型地震や南海トラフ地震等の広域災害時における業務継続性の強化のため、当社グループの東京拠点と大阪拠点を相互にバックアップする態勢の整備を進めました。また、緊急時における対応手順の周知徹底を図るため、役員及び社員向けにe-ラーニングによる研修を行ったほか、緊急事態を想定した訓練を行いました。

③ 国内における新型コロナウイルス感染症の拡大が、今後一層進行した場合、当社グループ社員が通勤に利用する公共交通機関への更なる影響や、当社グループ社員における感染者の発生等が生じ、業務継続の確保が困難となるリスクがあります。当事業年度において、当社グループとしては、政府が示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等に基づく感染症拡大予防のための各種対応に加え、業務継続の確保に向けた以下の取組みを行っております。

- ・当社グループにおけるBCP（緊急時事業継続計画）に基づき、CEOを総括本部長とするBCP対策本部を設置
- ・部室別に業務特性の精査等を行い、出勤を必要としない業務については原則在宅勤務
- ・業務特性上、止むを得ず出勤を伴う社員については、フレックスタイム制度の活用によるオフピーク出勤を実施
- ・出勤が必要な社員については、複数のチームに分け、交代での在宅勤務を基本としたうえで、近隣バックアップオフィス等を活用し、チーム毎に異なる拠点で業務を行う「業務遂行体制の複数チャンネル化」を構築・推進 等

(4) 効率的な職務執行体制の運用状況

- ① 各部門において、業務の内容に応じて適宜職務権限を委任し業務運営を行い、意思決定手続の機動性を確保しております。
- ② 第三次中期経営計画（2019年度－2021年度）の達成目標の実現に向けて、定期的に取り締役会、執行役会等に業績・進捗状況を報告し、経営環境の変化等を踏まえた事業計画の見直しを行うなど、適切な進捗管理を実施することを通じて、職務執行の効率化を図りました。
- ③ 第三次中期経営計画の1年目の進捗状況を踏まえ、今後の経営方針等を取締役会、執行役会等で議論、検討し、アップデートした第三次中期経営計画（2019年度－2021年度）を、2020年3月31日に公表しました。

(5) グループ会社の管理体制の運用状況

- ① 当社の子会社の管理につきましては、経営管理契約に基づく経営管理の実施又は「関係会社管理規則」に基づき、財務状況に関する資料やリスク管理状況等の各種報告を受けております。財務状況や業務執行状況について、継続的なモニタリングを実施し、必要に応じて助言等を行いました。
- ② 子会社に対して、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容について報告を受けております。当該監査結果において、重大な不備は検出されておられません。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制の運用状況

当社は、取締役会、執行役会、リスク管理委員会その他の重要会議への出席や、重要会議資料、りん議書等の重要書類の閲覧、内部監査室等との連携など、監査委員会の監査が実効的に行われることの確保に努めるとともに、「監査委員会への報告等に関する規則」に基づき、職務執行に関する事項の各種報告の実施や監査費用の処理などについて、適切に行いました。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、金融商品取引所グループとしての財務の健全性、清算機関としてのリスクへの備え、当社市場の競争力強化に向けた投資機会等を踏まえた内部留保の重要性に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすることを目標とします。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

当事業年度末(2020年3月31日)を基準日とする配当金は、上記方針及び当事業年度の業績を踏まえた上で普通配当を1株当たり30円といたします。したがって、年間の配当金は、中間配当金(基準日:2019年9月30日)24円と合わせ、1株当たり54円、配当性向は60.7%となります。

Ⅷ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については、特に定めておりません。ただし、当社株式等の一定数以上の取得・保有については、次のような法律による規制があります。

ご参考 ▶ 関係条文抜粋

① 金融商品取引法第103条の2第1項

何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。)以上の数の議決権(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

② 金融商品取引法第106条の14第1項

何人も、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

③ 金融商品取引法第106条の17第1項

地方公共団体等は、第六六条の十四第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

- ◎ 本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		負債及び資本	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	71,883	流動負債	
営業債権及びその他の債権	16,686	営業債務及びその他の債務	6,643
清算引受資産	60,329,672	社債及び借入金	32,500
清算参加者預託金特定資産	6,549,099	清算引受負債	60,329,672
信認金特定資産	762	清算参加者預託金	6,549,099
未収法人所得税	5,922	信認金	762
その他の金融資産	117,400	取引参加者保証金	8,248
その他の流動資産	1,837	未払法人所得税等	10,289
流動資産合計	67,093,263	その他の流動負債	10,062
非流動資産		流動負債合計	66,947,278
有形固定資産	14,798	非流動負債	
のれん	67,374	社債及び借入金	19,953
無形資産	35,045	退職給付に係る負債	8,866
退職給付に係る資産	5,642	その他の非流動負債	2,162
持分法で会計処理されている投資	14,703	繰延税金負債	2,665
違約損失積立金特定資産	27,948	非流動負債合計	33,648
その他の金融資産	18,156	負債合計	66,980,926
その他の非流動資産	6,049	資本	
繰延税金資産	3,321	資本金	11,500
非流動資産合計	193,039	資本剰余金	39,716
資産合計	67,286,302	自己株式	△1,548
		その他の資本の構成要素	5,602
		利益剰余金	242,958
		親会社の所有者に帰属する持分合計	298,228
		非支配持分	7,146
		資本合計	305,375
		負債及び資本合計	67,286,302

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
収益	
営業収益	123,688
その他の収益	975
収益計	124,663
費用	
営業費用	58,532
その他の費用	54
費用計	58,587
持分法による投資利益	2,457
営業利益	68,533
金融収益	665
金融費用	103
税引前利益	69,095
法人所得税費用	20,781
当期利益	48,314
当期利益の帰属	
親会社の所有者	47,609
非支配持分	705

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	88,770
現金及び預金	82,696
営業未収入金	7
前払費用	108
その他	5,956
固定資産	154,079
有形固定資産	39
建物	4
車両運搬具	32
工具、器具及び備品	2
無形固定資産	132
商標権	14
ソフトウェア	118
投資その他の資産	153,908
投資有価証券	15,625
関係会社株式	124,510
関係会社出資金	3,000
長期前払費用	15
前払年金費用	29
違約損失積立金特定資産	10,580
その他	147
資産合計	242,849

科目	金額
負債の部	
流動負債	96,273
営業未払金	131
短期借入金	32,500
関係会社短期借入金	62,300
未払金	19
未払費用	250
預り金	129
前受収益	81
賞与引当金	565
役員賞与引当金	144
その他	150
固定負債	22,484
社債	20,000
退職給付引当金	36
株式給付引当金	830
繰延税金負債	1,555
その他	62
負債合計	118,757
純資産の部	
株主資本	119,650
資本金	11,500
資本剰余金	3,899
資本準備金	3,000
その他資本剰余金	899
利益剰余金	105,799
その他利益剰余金	105,799
別途積立金	5,302
繰越利益剰余金	100,497
自己株式	△1,548
評価・換算差額等	4,441
その他有価証券評価差額金	4,441
純資産合計	124,091
負債純資産合計	242,849

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		47,057
経営管理料	6,804	
関係会社受取配当金	40,247	
その他	6	
営業費用		5,914
営業利益		41,143
営業外収益		854
受取利息	10	
受取配当金	753	
その他	89	
営業外費用		91
支払利息	9	
社債利息	71	
その他	10	
経常利益		41,906
特別利益		5,908
投資有価証券売却益	5,908	
税引前当期純利益		47,814
法人税、住民税及び事業税	2,475	
法人税等調整額	△58	
当期純利益		45,396

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

2020年5月11日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村 嘉章 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 道之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

2020年5月11日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北村 嘉章 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 道之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 監査委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなど、監査委員会が定めた監査委員会監査規則に準拠して、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社日本取引所グループ 監査委員会

監査委員 米田 壯 ㊟

監査委員 森 公高 ㊟

監査委員 クリスティーナ・
アメー ジャン ㊟

監査委員 幸田 真音 ㊟

監査委員(常勤) 美濃口 真琴 ㊟

(注) 監査委員米田壯、森公高、クリスティーナ・アメージャン及び幸田真音は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

IRウェブページ及びメール配信サービスのご案内

株主・投資家の皆様に、当社の決算やIRイベントの情報ははじめ、より詳細な当社の情報をご案内するため、当社ウェブサイト内に「株主・投資家情報（IR）」ページを開設しております。また、IRメール配信サービスにご登録いただけますと、IR関連の最新情報を電子メールでお届けいたします。

https://www.jpx.co.jp/

当社ホームページから ①「JPXについて」→ ②「株主・投資家情報（IR）」の順にクリック

当社ホームページ



株主・投資家情報（IR）ページ



株主総会会場ご案内図

会 場	ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 TEL (03) 3667-1111 (代表)
開催日時	2020年6月17日 (水曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)
交通機関のご案内	東京メトロ 半蔵門線 「水天宫前」 駅下車 4番出口直結 東京メトロ 日比谷線 「人形町」 駅下車 A2出口より徒歩約7分 都営地下鉄 浅草線 「人形町」 駅下車 A3出口より徒歩約9分

最寄り駅から会場までのアクセス



お願い 駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。

- ・ 本年から、株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意を取りやめさせていただくこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、会場内の座席は、例年よりも相当程度数を減らし、間隔を空けた配置とさせていただきます。そのため、会場が満席になった場合は、ご入場をお断りせざるを得ない場合がございます。
- ・ 健康状態によらず、本年はご来場を極力見合わせていただきますようお願いいたします。